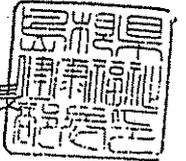


各児童福祉施設設置者 様

島根県健康福祉部長  
(青少年家庭課)  
(障害者福祉課)



児童福祉施設における事故防止の徹底について (通知)

このことについては、従来から注意をお願いしてきたところであり、万全を期されていることと存じますが、先般、県内の幼稚園において、施設内の遊具使用中に園児が死亡する事故が発生しました。

施設内外の設備の不良等顕在化している危険要因へ対処するとともに、活動等によっては事故を誘発するような潜在的な危険要因の発見予防に努め、施設内外の活動においては下記事項に留意し、今後一層事故防止に努めてください。

また、交通事故防止や入所児童の誘拐等にも同様に御配慮ください。

なお、万一事故が発生した場合には、適切な処置を取るとともに、速やかに健康福祉センター又は施設所管課あて詳細を報告してください。(市町村担当課にも報告してください。)

記

- 1 入所児童の年齢や発達状況などについて常にその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなど適切な配慮をすること。  
幼児が遊具を使用する際には、発達に応じた遊具を利用させるとともに、遊び方(安全な使用方法、服装等)についての指導を行うこと。
- 2 児童自身が危険な事象を認知し、危険を回避する安全能力を育てるような指導に配慮すること。
- 3 施設内の設備等については、別紙「安全点検のチェックポイント」を参考として各施設の状況に応じた点検表を作成し、月1回程度安全点検を行い、不良個所を発見した場合には速やかに適切な措置を採ること。  
屋外遊具については、年1回程度、専門業者による点検を受けることが望ましいこと。

専門業者の点検(有料)については、下記団体が取り扱っていますので、お問い合わせ下さい。

(社)日本公園施設業協会 中国・四国支部

事務局：岡山市鉄409 大久保体器(株)内 電話 086-279-0585

- 4 職員の安全管理や安全指導、負傷者に対する応急処置や関係機関への速やかな通報等職員の知識・技能の向上を図るため、研修及び訓練の実施に努めること。
- 5 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には、適切な協力体制がとれるよう配慮すること。